

# 告 発 状

さいたま地方検察庁 検察官 殿

2011年（平成23）年6月10日

告発人ら代理人

弁護士 大 木 一 俊

同 高 橋 利 明

同 野 本 夏 生

同 小 林 哲 彦

ほか

告発人の表示 別紙「告発人目録」記載のとおり

被告発人の表示 別紙「被告発人目録」記載のとおり

虚偽有印公文書作成，同行使罪告発事件

## 第1 告発の趣旨

被告発人らの下記告発事実記載の行為は，刑法第156条に規定する虚偽公文書作成罪，同第157条に規定する同行使罪にそれぞれ該当すると思料するので，捜査のうえ，被告発人を厳重に処罰されたく告発する。

## 記

### 告発の事実

被告発人新屋孝文は、平成20年1月当時、関東地方整備局河川部河川計画課長として同課の事務全般を掌理していたものであるが、さいたま地方裁判所に係属中であった公金支出差止等請求住民訴訟事件（さいたま地方裁判所・平成16年（行ウ）第47号事件）について、同裁判所から、昭和55年に策定された利根川水系工事実施基本計画の基本高水流量の計算に使用された利根川八斗島上流域の前提条件について調査を嘱託されて、これに回答するにあたり、実際には、貯留関数法を用いた流出解析を行うに際し、利根川上流域の小流域ごとに「第四紀火山岩地帯」と「非第四紀火山岩地帯」とに区分し、前者においては、一次流出率は「0.5」、飽和雨量は無量大、後者については、一次流出率は同じく「0.5」、飽和雨量は洪水ごとに「48～125mm」として流出計算を行うという流出計算モデルを採用していたにもかかわらず、この事実が前記訴訟に明らかになることを防ぐため、行使する目的で、平成20年1月10日ころ、作成日付を「平成20年1月10日」、同課における文書番号をその作成日付に対応した「国関整河計第122号」、あて先を「さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 裁判所書記官 東礼子 様」、回答内容の要旨を「貯留関数法に基づく流出計算の定数は、利根川全流域について、一次流出率は『0.5』、飽和雨量は『48mm』と一律であった」旨、作成名義人を「国土交通省関東地方整備局下線部河川計画課長」とそれぞれ記載した「調査嘱託書について（回答）」と題する書面を作成・印刷し、同課長名下に「関東地方整備局河川計画課長之印」と刻した角印を押捺し、もって、関東地方整備局河川部河川計画課長作成名義の内容虚偽の有印公文書1通（以下、本件調査嘱託回答書という。）を作成した上、同年1月12日ころ、さいたま市浦和区高砂3丁目16番45号所在のさいたま地方裁判所において、上記調査嘱託回答書の内容が真実であるかのように

装って提出して行使したものである。

## 第2 罪名及び罰条

刑法第156条，同第158条

## 第3 告発に至る経緯

### 1，告発人ら

告発人らは，群馬県に建設が予定されている八ッ場ダムについて埼玉県が支出を行おうとしている利水・治水負担金の差止等を求めるため，2004（平成16）年11月4日，埼玉県知事および埼玉県公営企業管理者を被告として，さいたま地方裁判所に地方自治法第242条の3が規定する住民訴訟を提起した原告である（事件番号 さいたま地方裁判所・平成16年（行ウ）第47号事件。以下，本件住民訴訟という）。

### 2，八ッ場ダムの治水上の有用性をめぐる争点

－八斗島治水基準点における基本高水ピーク流量を2万2000 m<sup>3</sup>/秒とするに際して行われた洪水流量計算の科学的合理性，正確性－

- (1) 本件住民訴訟の法律上の争点のうち，最も関心を集めていたものは，八ッ場ダム建設事業が利根川流域の各都府県（埼玉県の住民である告発人らが提起した本件住民訴訟においては「埼玉県」）に治水上の有用性をもたらすものと認められるかどうかという点である。

河川法第60条1項および第63条は，流域都府県に治水費用負担義務が生じる場合について，「（当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が）著しく利益を受ける場合」と規定している。

したがって，国土交通大臣は，流域都府県に対し治水負担金の納付を命ずるにあたり，この「著しく利益を受ける場合」にあたるかどうかを合理的に判断しなければならず，仮にこの判断を誤って納付通知を発すれば，その納付通知

には瑕疵が生じるという関係にある。

(2) ハッ場ダム計画は、1980（昭和55）年に改訂された利根川水系工事実施基本計画に基づいている。上記基本計画の要点は、次のようなものである。

① 1/200 確率規模の洪水流量・毎秒 21200 m<sup>3</sup>とカスリーン台風時の実績降雨から算出した流量毎秒 22000 m<sup>3</sup>の双方を考慮して、八斗島治水基準点の基本高水ピーク流量を毎秒 22000 m<sup>3</sup>とする。

② このうち、ハッ場ダムを含む上流ダム群により、毎秒 6,000 m<sup>3</sup>を調節し、河道への配分流量を毎秒 16,000 m<sup>3</sup>とする。

※ ②は、2006（平成18）年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針により、上流ダム群による調節量は毎秒 5,500 m<sup>3</sup>、河道への配分流量は毎秒 16,500 m<sup>3</sup>と変更された。）

③ ハッ場ダムの八斗島治水基準点における洪水調節効果は、過去の31の洪水時の降雨パターンを基に、超過確率 1/200 の降雨量の洪水調節効果を試算すると、平均で毎秒 600 m<sup>3</sup>となる。

(3) (2)でみたように、ハッ場ダム計画は、八斗島治水基準点において、200年に1回の洪水とされるカスリーン台風が再来すると、最大で毎秒 22,000 m<sup>3</sup>の洪水が流れることを前提として策定されている。しかし、カスリーン台風時のピーク流量は、一般には毎秒 16,000 m<sup>3</sup>程度であったとされている（証拠1「利根川百年史」906～909頁）。1965（昭和40）年4月に定められた改訂前の利根川水系工事実施基本計画においても、八斗島治水基準点の基本高水ピーク流量は毎秒 17,000 m<sup>3</sup>とされていた。

国土交通省は、1980（昭和55）年、八斗島治水基準点の基本高水ピーク流量を毎秒 22,000 m<sup>3</sup>と突然 5,000 m<sup>3</sup>も上方修正したものであり、ハッ場ダム建設計画の治水上の必要性を根拠づけているこの毎秒 22,000 m<sup>3</sup>という値の科学的合理性、正確性が本件住民訴訟の重要な争点となった。

### 3. 調査囑託の申立て

- (1) 告発人ら本件住民訴訟の原告は、八斗島治水基準点の基本高水ピーク流量毎秒 22,000 m<sup>3</sup> という数値が著しく過大であって、科学的根拠を有するものではないことを明らかにするため、2007（平成19）年9月10日、さいたま地方裁判所に対し、調査嘱託先を「国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課」、調査事項を「利根川浸水想定区域図の八斗島流域の流出計算に使用した前提条件」等とする調査嘱託の申し立てを行った（証拠2 調査嘱託申立書）。
- (2) この調査嘱託の目的とするところは、国土交通省が行う八斗島治水基準点上流域における流出計算の合理性・正確性を検証するため、流出計算の前提条件とされている以下の数値を明らかにすることにあった。
  - a) 利根川・八斗島上流の本川および支川の各計算地点における河道データ（堤防高、河床高、川幅など、河道の状況を示すデータ）
  - b) 利根川・八斗島上流の本川および支川の各計算地点における粗度係数（河道の流下能力を規定する係数）の設定値
  - c) 利根川・八斗島上流の本川および各支川の洪水流量を計算するための洪水流出計算モデルの係数の設定値
  - d) 利根川・八斗島上流における各ダムの洪水調節容量の設定値
- (3) 告発人らの調査嘱託の申し立てに対しては、被告側からその必要性を疑問視する意見書が提出され（証拠3 平成19年9月26日付「調査嘱託申立書に対する意見書」）、告発人ら（原告）がこれに反論すると（証拠4 平成19年11月13日付「調査嘱託申立書に関する意見書（反論）」）、さらに被告側が再反論を行うという経過があったが（証拠5 平成19年11月19日「調査嘱託申立書に対する意見補充書」）、さいたま地方裁判所は、平成19年11月21日に開かれた口頭弁論期日において、その必要性を認めて申し立てを採用し、国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課に調査の嘱託を行うこととした。

#### 4. 調査嘱託に対する関東地方整備局の回答

－本件虚偽公文書の具体的内容－

- (1) 前項に記した経過により採用された調査嘱託に応じて被告発人新屋孝文（平成20年1月当時、関東地方整備局河川部河川計画課長）が作成した文書が、本件告発の対象となる虚偽公文書である（証拠6 「調査嘱託書について（回答）」と題する文書）。
- (2) 調査嘱託に対する回答内容のうち、事実を偽っている部分は、「利根川・八斗島上流の本川および各支川の洪水流量を計算するための洪水流出計算モデルの係数の設定値」（前記c）を一覧表にして説明している箇所である（回答書16頁の「1）③ 八斗島上流域の流域定数表」）。

被告発人は、以下に示すとおり、利根川・八斗島治水基準点の上流54流域のすべてについて、一次流出率は「0.5」、飽和雨量は「48mm」で一律であったと回答している。

\* 「一次流出率」、 「飽和雨量」は、いずれも、雨量データから流出量を算定する流出計算モデルにおいて用いられるパラメーター（定数）である。

### 1)③ 八斗島上流域の流域定数表

流域No.	K	P	一次流出率	飽和雨量(mm)	遅滞時間(hr)	流域No.	K	P	一次流出率	飽和雨量(mm)	遅滞時間(hr)
1	42.30	0.337	0.5	48	0.71	28	56.40	0.314	0.5	48	0.00
2	42.30	0.337	0.5	48	0.71	29	22.90	0.636	0.5	48	0.00
3	42.30	0.337	0.5	48	0.09	30	22.90	0.636	0.5	48	0.00
4	42.30	0.337	0.5	48	0.09	31	50.00	0.264	0.5	48	0.85
5	57.40	0.310	0.5	48	0.00	32	50.00	0.264	0.5	48	0.85
6	57.40	0.310	0.5	48	0.00	33	54.40	0.245	0.5	48	0.00
7	51.80	0.284	0.5	48	0.45	34	44.21	0.380	0.5	48	1.16
8	51.80	0.284	0.5	48	0.45	35	44.21	0.380	0.5	48	1.16
9	55.10	0.320	0.5	48	0.00	36	41.55	0.320	0.5	48	0.69
10	55.20	0.319	0.5	48	0.83	37	41.55	0.320	0.5	48	0.69
11	55.20	0.319	0.5	48	0.83	38	41.55	0.320	0.5	48	0.69
12	48.40	0.341	0.5	48	1.68	39	50.18	0.344	0.5	48	0.12
13	48.40	0.341	0.5	48	1.68	40	50.18	0.344	0.5	48	0.12
14	48.40	0.341	0.5	48	1.68	41	36.83	0.355	0.5	48	1.09
15	48.40	0.341	0.5	48	1.68	42	36.83	0.355	0.5	48	1.09
16	48.40	0.341	0.5	48	1.68	43	36.83	0.355	0.5	48	1.09
17	48.40	0.341	0.5	48	1.68	44	50.18	0.344	0.5	48	0.12
18	48.40	0.341	0.5	48	1.68	45	52.74	0.331	0.5	48	0.50
19	60.40	0.332	0.5	48	0.00	46	52.74	0.331	0.5	48	0.50
20	60.40	0.332	0.5	48	0.00	47	46.39	0.366	0.5	48	1.31
21	56.60	0.313	0.5	48	0.00	48	46.39	0.366	0.5	48	1.31
22	39.20	0.419	0.5	48	1.46	49	40.23	0.409	0.5	48	0.96
23	39.20	0.419	0.5	48	1.46	50	40.23	0.409	0.5	48	0.96
24	39.20	0.419	0.5	48	1.46	51	40.23	0.409	0.5	48	0.96
25	46.10	0.370	0.5	48	0.31	52	39.30	0.463	0.5	48	1.82
26	46.10	0.370	0.5	48	0.31	53	39.30	0.463	0.5	48	1.82
27	42.50	0.394	0.5	48	0.03	54	49.60	0.350	0.5	48	0.00

(3) 被告発人は、前記内容虚偽の部分を含む調査嘱託回答書を平成20年1月10日付で作成し、これを同月12日、さいたま地方裁判所受付に提出して行使した。

この結果、さいたま地裁における本件住民訴訟のその後の審理においては、国土交通省関東地方整備局から提出された前記の回答内容、すなわち、「貯留関数法に基づいて利根川上流の本川および各支川の洪水流量を算出するに際しては、流域のすべてについて、一次流出率は『0.5』、飽和雨量は『48mm』という一律の定数が用いられている」ことを前提として、八斗島治水基準点の基本高水ピーク流量毎秒22,000 m<sup>3</sup>という数値の科学的合理性、正確性をめぐる原告、被告双方の訴訟活動が展開されることになり、昨年7月14日に同地裁で言い渡された一審判決の内容もこれを前提としている。

## 5. 調査嘱託の回答内容が虚偽であることが判明した経緯

国土交通省は、上述のとおり、利根川水系工事実施基本計画の基本高水のピーク流量の算定においては、流出解析としては貯留関数法を用い、流出計算の定数（パラメーター）として全流域は一律のデータを用いており、一次流出率は0.5で飽和雨量は48mmであるとの説明を行っていた（「一次流出率0.5 飽和雨量48mm一律方式」）。これが、国土交通省の裁判所や訴訟当事者への唯一の説明内容であった。ところが、この説明内容は驚くべきことに事実ではなかった。

被告発人による本件調査嘱託回答書の記載内容に虚偽があるという事実は、2010（平成22）年10月からの馬淵澄夫前国土交通大臣による利根川水系の基本高水等の見直し政策により、これまでの関東地方整備局による利根川治水政策の様々な問題点が浮き彫りとなる過程で明らかになったものである。

### (1) 衆議院予算委員会における馬淵前国交大臣の答弁内容

2010（平成22）年10月12日、衆議院予算委員会において、馬淵澄

夫国交大臣（当時）は、自由民主党の河野太郎議員から利根川流域の洪水流量計算に用いられた飽和雨量の値について質問されたのに対し、洪水再現計算に使われた値は、昭和33年洪水で31.77mm、同34年洪水で65mm、同57年洪水で115mm、平成10年洪水で125mmであると答弁した（証拠7）。

## (2) 馬淵前国交大臣による流出モデルの再検証の指示

馬淵前国交大臣は、国会答弁を契機として、利根川の基本高水流量の妥当性を問題視するようになり、同月22日に行われた記者会見において、次のような発言をした。

「……そもそも昭和55年の基本高水ピーク流量の計算についてその計算の基礎となった飽和雨量等の定数、あるいは降雨量、これについては地方整備局に保存している資料等から確認はできているものの、具体的にどのようにして流出計算が行われたかという資料が現時点では確認できないことが明らかになりました。」「そこで今回私が申し上げたとおり、当時の基本高水の検証モデルというものが明らかに出来ない状況であると、これは徹底的に調べると申し上げておりますが、この中で、当然ながらモデルの検証も行っていくということですから、場合によっては、この基本高水も変更、検討というところで社会資本整備審議会への意見聴取も行うということが当然ながら起きることもあるということです。」

馬淵前国交大臣による上記の指示に基づき、国土交通省河川局は、2011（平成23）年1月13日、日本学術会議会長宛に「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価について（依頼）」を提出し、利根川水系の基本高水の検証を行うに当たり、日本学術会議という第三者的で独立性の高い学術的な機関により、河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価を行わせることとした。

依頼を受けた日本学術会議では、12人の委員からなる「河川流出モデル・基本高水の評価検討等分科会」を設置し、本年7月末までに報告書を河川局に提



出する予定となっている。

(3) 国交省は、裁判所への「回答」とは別の流出計算モデルを使用していたと公表

2011（平成23）年1月19日に開催予定の日本学術会議・河川流出モデル・基本高水の評価検討等分科会の第1回分科会を間近に控えた同月14日、「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」第3回幹事会が開かれ、この場に、国交省から、「現行の流出計算モデルの問題点の整理（中間報告）」と題する文書が配布された（証拠8 「検討の場」第3回幹事会配付資料-4「昭和55年度工事实施基本計画改定時の計算」）。

この資料により、昭和55年の工事实施基本計画策定時における基本高水流量の流出計算において、飽和雨量の概念を否定する第四紀火山岩帯を設定するという手法が採用されていたことが判明した。

資料によって明らかにされた流出計算の条件設定は、流域の基盤岩で「第四紀火山岩地帯」と「非第四紀火山岩地帯」とに2分し、流出計算を行おうとするものである。第四紀火山岩層は新しい地層であるので、雨水の浸透性がよく、その地帯では飽和雨量は存在しない、すなわち、飽和雨量が無限大と設定されている。小流域ごとに第四紀火山岩帯と非第四紀火山岩地帯それぞれの面積を出し、前者は飽和雨量を無限大に、後者は洪水ごとに48～125mmを設定したとされている。この新たに判明した流出計算モデルでは、第四紀火山岩地帯では森林の生長とは関係なく、飽和雨量は存在せず、一次流出率（0.5）の状態、すなわち、降雨の半分が地下浸透して河道へは流入しない状態が続くことが想定されている。第四紀火山岩地帯では飽和雨量が無限大という設定は、降雨が表層の飽和値に達すれば、雨の全量またはその大半が河道へ流出することとなるという飽和雨量の概念を否定するものである。

## 6. 結 論

－非告発人・関東地方整備局河川部河川計画課長には虚偽公文書作成・同行使の嫌疑が存在する－

以上のところから、関東地方整備局が、昭和55年の工事实施基本計画策定時とそれ以降、利根川上流部の本川および各支川の洪水の流出計算を行うに当たっては、平常、「第四紀・非第四紀火山岩地帯区分方式」を用いていた(証拠8参照)にもかかわらず、2008(平成20)年1月10日付さいたま地方裁判所宛の本件調査嘱託回答書においては、この方式とは異なり、利根川上流域の一次流出率を一律に「0.5」、同じく飽和雨量を一律に「48mm」と設定して流出計算を行ったと回答していたことが明らかになった。

関東地方整備局が、実際には用いていなかった流出計算方式を、実際に採用したかのような虚偽の回答を如何なる理由で行ったのかの詳細は、告発人らとしては知る由もない。しかし、本件調査嘱託回答書の作成名義人である被告発人(同局河川計画課長)は、昭和55年の工事实施基本計画の基本高水のピーク流量の算定において、「第四紀・非第四紀火山岩地帯区分方式」という手法を採用していたことは、その立場上、当然知っていたはずである。そして、さいたま地方裁判所から求められていた事項が、「利根川水系工事实施基本計画の基本高水流量の計算に使用された利根川八斗島上流域の前提条件」であることも、もとより認識していたところである。そうすると、関東地方整備局内では、昭和55年以来、利根川の流出計算モデルとしては、常時「第四紀・非第四紀火山岩地帯区分方式」を採用していたというのであるから、本件調査嘱託回答書に記載されている上記の前提条件は、昭和55年の工事实施基本計画策定時の前提条件とは異なるものであることは当然に認識していたはずである。そして、こうした誤った情報の提供が裁判に重大な影響を与えることも当然認識があったはずである。

30年の封印を解いて、関東地方整備局が本年1月14日に、敢えて公表した説明内容には誤りはないと思料され、毎秒2万2000m<sup>3</sup>というピーク流量の計算方式についての調査嘱託に対する被告発人作成の本件調査嘱託回答書の記載内容が虚偽となること自体は、最早誰も否定することはできないものと確信する。そ

うであれば、この文書は「虚偽公文書」となることは明らかである。

よって、告発人らは、貴庁が適正な捜査を遂げ、被告発人の上記行為について厳正な処分を下されるよう期待して、本告発に及んだものである。

#### 証 拠 方 法

- 証拠1 「利根川百年史」(抜粋)
- 証拠2 調査嘱託申立書(写し)
- 証拠3 平成19年9月26日付「調査嘱託申立書に対する意見書」
- 証拠4 平成19年11月13日付「調査嘱託申立書に関する意見書(反論)」
- 証拠5 平成19年11月19日「調査嘱託申立書に対する意見補充書」
- 証拠6 「調査嘱託書について(回答)」と題する文書
- 証拠7 2010年10月22日(金)馬淵大臣会見要旨
- 証拠8 「検討の場」第3回幹事会配付資料-4「昭和55年度工事実施基本計画改定時の計算」

#### 添 付 資 料

- 1, 上記各証拠(写し) 1通
- 2, 委任状 1通

以上

告 発 人 目 録

## 代理人目録

(送達場所)

〒330-0063      さいたま市浦和区高砂3-10-4 埼玉総合ビル  
埼玉総合法律事務所【連絡先】  
弁護士      野      本      夏      生



## 被告発人目録

〒330-9724    さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎2号館    関東地方整備局  
(行為時の勤務先)

被告発人            新   屋   孝   史